## 松江市告示第 215 号

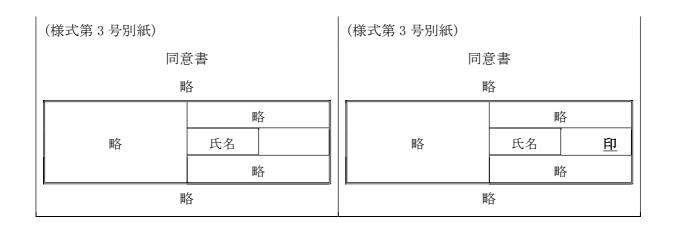
松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱(平成17年松江市告示第75号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(補助の対象等)	(補助の対象等)
第2条 略	第2条 略
略	略
略	略
様式第2号(第6条関係)	様式第2号(第6条関係)
社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請書	社会福祉法人等利用者負担軽減確認申請書
(社会福祉法人等による利用者負担軽減制度)	(社会福祉法人等による利用者負担軽減制度)
略	略
略	略
住所	住所
申請者(本人)	申請者(本人)
氏名 電話番号	氏名 <b></b> 電話番号
	略
様式第3号(第7条関係)	様式第3号(第7条関係)
収入申告書	収入申告書
略	略
氏 名	氏 名 <u>印</u>
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
住 所	住 所
電話番号	電話番号
略	略
※⑤別世帯の親族等に扶養されている場合	※⑤別世帯の親族等に扶養されている場合
は、 <u>当該扶養者による別紙「同意書」を提</u>	は、 <u>別紙「同意書」に扶養者が記名・押</u>
<u>出</u> すること。	<u>印の上、提出</u> すること。



附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、 当分の間、使用することができる。